

平成28年6月吉日

お客様各位

株式会社那須屋興産
代表取締役 池上 幸平
(社印省略)

「登録廃棄物再生事業者」認定の御報告

前略、平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、早速でございますが表記の件について御報告を申し上げます。

弊社は、主たる業務である産業廃棄物及び一般廃棄物の処理業者として、より多くの廃棄物を再生（リサイクル化）することで、資源循環型社会構築の一助となるべく注力して参りましたが、さらに廃棄物再生への取り組みを事業の柱として確固たるものとするため、廃棄物再生事業者登録制度（廃掃法第20条の2）の登録認定に向けチャレンジして参りました。

おかげさまをもちまして、このたび上伊那地方で初の登録認定を頂き、さらに対象品目も県内最多の「11品目」(全国でもトップクラスの品目数)となりました。

この制度は省令により都道府県知事が登録するもので、「廃棄物の再生を業としている者で、施設や能力が的確であり、継続性のある事業者」であると適合された事業者のみが登録されることとなっております。

今後、弊社は「登録廃棄物再生事業者 ※」の名称を公式に使用することが許され、単なる廃棄物処理業者としてだけでなく、県に認められた廃棄物の再生事業者として、あらたに事業を行って参ります。

※ 登録を受けた者でなければ「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いてはならない。

罰則規定あり（廃掃法第34条）

これからも、廃棄物の可能性を追求し、各位の御期待に少しでもお応えできる企業づくりを目指し、社員一丸となり業務に精進して参りますので、相変わらずの御指導と御鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴社の今後ますますの御発展を心より御祈念申し上げます。

敬 具



株式会社那須屋興産